

知多市公告第 1 1 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、次のとおり自動販売機（飲料）に係る行政財産（建物）の貸付けを一般競争入札に付する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

知多市長 伊 藤 清一郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機（飲料）設置に係る行政財産の貸付け

(2) 貸付物件の表示

所在地	設置場所	貸付面積	外 形 寸 法	自動販売機 設置台数
知多市緑町 2 5 番地 1	知多市役所 1 階市民交流スペース	1. 53㎡	（カップ式自動販売機、使用済み容器回収ボックス） 幅 1. 8 m × 奥行き 0. 85 m × 高さ 3 m 以内	1 台

備考

1 詳細は仕様書のとおり。

2 貸付面積及び外形寸法には、使用済み容器回収ボックス及び電力等使用量計測用メーター設置面積並びに放熱余地を含む。

(3) 貸付期間

令和 9 年 5 月 6 日（木）から令和 1 3 年 4 月 3 0 日（水）まで

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 知多市が実施する飲料その他の物品の自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付けに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成 2 2 年知多市告示第 1 4 1 号）に定める入札に参加する者に必要な資格等を全て満たす者であること。

(2) この公告の日から落札決定までの間、本市から指名停止措置又は指名見合せ

措置を受けていない者であること。

3 入札説明書並びに契約条項を示す場所及び日時

(1) 入札説明書、設計図面、仕様書等（以下「入札説明書等」という。）は、次のとおり配布する。

ア 配布場所

知多市役所総務課（市ホームページからもダウンロード可）

イ 配布日

令和８年１０月１日（木）から令和８年１０月３０日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）

ウ 配布時間

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

エ 現場確認

ウの時間内において、依頼に応じて実施

(2) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式任意）を提出すること。

ア 提出先

知多市役所総務課

イ 受付日

令和８年１０月１日（木）から令和８年１０月３０日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ウ 受付時間

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

エ 質問方法

会社名、担当者の所属、担当者名、電話番号、メールアドレス及び質問内容を記載した質問書を持参、郵送、FAX又は電子メール（令和８年１０月１日（木）から令和８年１０月３０日（金）までの期間内必着）により送付すること。

オ 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、令和 8 年 1 1 月 6 日（金）までに、全ての入札参加者に質問に対する回答書を電子メールで送付する。

4 入札参加申込み

(1) 入札参加申込書の提出

入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格申込書に必要書類を添えて（以下「入札参加申込書等」という。）、次のとおり提出しなければならない。ただし、同一の申込者による複数の入札参加申込みは受け付けない。

ア 提出先

知多市役所総務課

イ 受付日

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ウ 受付時間

午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

エ 提出方法

持参又は郵送（令和 8 年 1 0 月 1 日（木）から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）までの期間内必着）に限る。

オ 添付書類

(7) 直近の納税証明書（未納がないことの証明書。提出期限前 3 か月以内のもので、写し可）

法人の場合は、法人税、法人事業税、特別法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税及び地方消費税。個人事業主の場合は、所得税、個人事業税、都道府県民税、市町村民税、消費税及び地方消費税

(イ) 会社の概要書（事業概要等（自動販売機設置事業の実績を含む。）で、自動販売機設置事業の実績は、この公告の日から過去 3 年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（以下「独立行政法人」という。）又は地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地

方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）が管理する施設に、
自らが管理及び運営する飲料その他の物品の自動販売機を設置した実績を
証明する契約書等の写しを提出すること。）

(ウ) 証明書類（提出期限前３か月以内のもので、写し可）

法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書。

個人事業主の場合は、個人事業主の身元証明書及び印鑑登録証明書

(エ) 誓約書（代理人により入札する場合は、申込者及び代理人の誓約書）

(オ) 委任状（代理人により入札する場合のみ提出）

(カ) 使用印鑑届（実印以外の印鑑で入札する場合のみ提出）

(キ) 設置を予定する自動販売機（飲料）、使用済み容器回収ボックス等のカ
タログ（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの）

(2) 提出書類等の配布

入札参加申込みに係る提出書類等を次のとおり配布する。

ア 配布場所

知多市役所総務課（市ホームページからもダウンロード可）

イ 配布日

令和８年１０月１日（木）から令和８年１０月３０日（金）まで（土曜日、
日曜日及び祝日を除く。）

ウ 配布時間

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）

(3) 入札参加申込書等の受理

ア 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、入札参加申込書等を受
理しない。

イ 提出された入札参加申込書等は、原則返却しない。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、資格審査後、一般競争入札参加資格審査結果通
知書により通知する。

(5) 入札参加資格審査結果についての問い合わせ

資格審査の結果、資格無しとして通知を受けた者は、令和８年１１月５日

（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に知多市長に対し、文書（様式任意）をもって説明を求めることができる（受付は午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。））。この場合において、文書の提出先は知多市役所総務課とし、当該文書は持参するものとする。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

知多市役所 1 階多目的会議室

(2) 日時

令和 8 年 1 1 月 1 6 日（月）午後 2 時 3 0 分

6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供をしない者のした入札

(3) 入札執行日の指定された時間に受付を済ませていない者のした入札

(4) 入札に際して談合等による不正行為があった者のした入札

(5) 同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね、又は 2 以上の代理をした者の入札

(7) 代理人が委任状の提出をしないで行った入札

(8) 記名及び押印のない入札

(9) 入札書の記載事項が確認できない入札

(10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札

(11) 入札書の記載事項を訂正した場合において、訂正印（印鑑証明書又は印鑑登録証明書の印。使用印鑑届が提出されている場合は、届出印又は委任状に押印してある代理人の私印）のない入札

(12) その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加者は、その見積もる契約金額の 1 0 0 分の 5 以上の入札保証金を入

札日当日の入札執行前までに納付しなければならない。ただし、入札保証金の納付は、国債、地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 政府の保証のある債券（担保の価値は、額面金額又は登録金額の10分の8の金額）

イ 市長が確実と認めた社債（担保の価値は、額面金額又は登録金額の10分の8の金額）

ウ 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権

エ 銀行等が振出し又は支払の保証をした小切手

オ 銀行等の保証

(2) 入札保証金の納付の免除

入札参加者は、次のいずれかに該当するときは、証明書類を提出することで入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供を免除することができる。

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ この公告の日から過去2年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、その種類及び規模が同等以上の契約（使用許可は対象外）を締結し、これに該当する契約の全てを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 契約書の作成の要否

要

9 入札に関する注意事項

(1) 入札会の延期等

ア この公告の日以後であっても、談合の事実又は疑惑があると認められる場合には、入札会は延期することができる。

イ 入札参加資格がある旨の結果通知を受けた者であっても、入札日現在において入札参加資格を失った者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退すること

ができる。この場合において、通知を受けた者は入札執行前にあっては入札辞退届を入札担当者に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）し、入札執行中にあっては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の不利益な取扱いを受けるものではない。

エ 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

(2) 入札会の受付

ア 一般競争入札参加資格審査結果通知書（写し可）を提示すること。

イ 入札時間までに受付を行い、入札会場で待機すること。

(3) 入札書の記載等

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札は総価により行う。

ウ 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印に限る。）の上、一般競争入札の公告により示した日時及び場所において、入札担当者の指示により提出しなければならない。

エ 入札は代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

(4) 入札回数

入札回数は、3回までとする。

(5) 落札金額が2者以上同価の場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじ

を辞退することはできない。

(6) 入札書の取扱い

ア 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

イ 郵便による入札は認めない。

(7) 法令等の遵守

入札参加者は、入札及び契約事務に関する関係法令、規則、知多市庁舎行政財産（建物）有償貸付事業者募集要項、入札者心得書、一般競争入札の入札説明書等の規定を遵守しなければならない。

(8) 違約金の納付

入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となった場合において、当該落札者の責に帰すべき事由により、契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金としてその見積る契約金額の100分の5の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を市の発行する納付書により納付しなければならない。ただし、入札保証金に代わる担保を提供している場合は、この限りでない。

(9) その他留意事項

入札参加者は、入札後この公告、入札説明書等又は現場についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 その他

(1) 契約の時期等

ア 本入札について、落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書を作成し、記名押印の上、提出しなければならない。

ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

イ 落札者が、前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札の効力を失うことがある。

ウ 契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、契約保証金の納付は、国債、地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 政府の保証のある債権

イ 市長が確実と認めた社債

ウ 銀行等に対する定期預金債券

エ 銀行等が振出し又は支払の保証をした小切手

オ 銀行等の保証

(3) 契約保証金の納付の免除

契約の相手方が、次のいずれかに該当するときは、証明書類を提出することで、契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供を免除する。

ア 保険会社との間に知多市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ この公告の日から過去2年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、その種類及び規模が同等以上の契約（使用許可は対象外）を締結し、これに該当する契約の全てを誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 契約保証金の還付

貸付期間が満了したとき又は契約を解除する場合において、落札者が全ての義務を履行し、損害がない場合には、落札者の請求により契約保証金を返還する。ただし、貸付料等の未払い、損害賠償その他債務が残存する場合にあっては、契約保証金を当該債務に充当した上で、その残余の額を返還する。

(5) 契約保証金に対する利息

契約保証金には、利息を付さない。

11 問い合わせ先

〒478-8601

知多市緑町1番地

知多市役所総務課

電話番号 0562-36-2630（直通）

0562-33-3151（代表）

FAX番号 0562-32-1010

メールアドレス soumu@city.chita.lg.jp